

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例

制定	昭和47年	2月	7日	条例第15号
改正	昭和48年	3月	5日	条例第5号
	昭和50年	2月	27日	条例第1号
	昭和62年	8月	7日	条例第3号
	昭和63年	8月	4日	条例第4号
	平成4年	2月	25日	条例第7号
	平成11年	11月	25日	条例第6号
	平成15年	2月	10日	条例第4号
	平成21年	2月	5日	条例第1号

埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例

（目的）

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項及び埼玉西部環境保全組合において制定すべき条例のうち鶴ヶ島市条例を準用する条例（平成11年条例第2号）第2条において準用する職員の給与に関する条例（昭和41年条例第21号）第11条の規定に基づき職員の特殊勤務手当に関する事項を定めることを目的とする。

（特殊勤務手当の種類）

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

- (1) 施設業務手当
- (2) 年末等勤務手当

（施設業務手当）

第3条 施設業務手当は、職員がごみ・資源物の処理及び施設稼動等の施設業務に直接従事した日1日につき、300円以内を支給する。

（年末等勤務手当）

第4条 年末等勤務手当は、12月29日から12月31日まで及び管理者が定める日に勤務した場合に、勤務した日1日につき技能労務職員については4,400円、一般職員については3,700円を支給する。

（規則への委任）

第5条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和46年12月1日から適用する。

附 則（昭和48年条例第5号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和47年7月1日から適用する。

附 則（昭和50年条例第1号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年条例第3号）

この条例は、昭和62年9月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第4号）

第5編 給与（埼玉西部環境保全組合職員の特殊勤務手当に関する条例）

この条例は、公布の日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則（平成4年条例第7号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成11年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則（平成15年条例第4号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 次の表の左欄に掲げる期間における改正後の第3条の規定の適用については、同条中「300円以内」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

平成21年4月1日から平成22年3月31日まで	1,000円以内
平成22年4月1日から平成23年3月31日まで	600円以内